

新潟市新津鉄道資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 3 号

新潟市新津鉄道資料館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市新津鉄道資料館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（附属設備の使用料）

第 2 条の 2. 条例第 9 条第 3 項第 2 号に規定する実費等を勘案して市長が別に定める附属設備の使用料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区分 | 使用料の額 |
|------------|------------------|
| 電車運転シミュレータ | 1 人 1 回につき 100 円 |

第 5 条第 1 項の表中「ミニ S L」を「資料館の施設」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。